

(問い合わせ先)
令和6年3月18日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

北広島町における高病原性鳥インフルエンザ発生農場で回収された 死亡野鳥の鳥インフルエンザの検査結果について（第7報）

令和6年3月18日
畜産課

3月12日、山県郡北広島町の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴い、同日、感染経路を検証するための疫学調査を行いました。

この調査により、死亡野鳥（ハシブトガラス）1羽を回収し、鳥取大学において検査を行ったところ、H5亜型の鳥インフルエンザが確認されました。

なお、本事例については引き続き詳細な検査を行い、鳥インフルエンザの病原性を確認します。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地 山県郡北広島町
- (2) 飼養状況 採卵鶏飼養農場（3/16 80,611羽殺処分完了）

2 経緯

- (1) 3月12日（火）8時30分、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定。県は防疫措置を開始。
- (2) 3月12日（火）13時15分、国の疫学調査チームが現地調査を実施。県と国が検体を採取。
- (3) 3月14日（木）回収した死亡野鳥（ハシブトガラス）1羽を含む検体を鳥取大学へ送付。
- (4) 3月15日（金）簡易検査陽性。
- (5) 3月16日（土）遺伝子検査においてH5亜型を確認。

3 今後の対応方針

県内の養鶏農場に対し、再度、飼養衛生管理基準の遵守の徹底及び野鳥との接し方について次のとおり指導します。

- (1) 野鳥などが死亡している場合には、触らず、近くの市役所、町役場又は各県農林水産事務所（農林事業所）へ連絡してください。
- (2) (1)の連絡後、農場内で死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。回収にあたった従業員は、それ以降、鶏舎には立ち入らず、衣服を消毒してください。
- (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排せつ物等に触れた後には、手洗いとうがいをすれば、過度に心配する必要はありませんが、リスクについて従業員に周知してください。
- (4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがあるため、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- (5) 農場内の立入の基本行動を再度確認し、ウイルスの侵入防止対策に万全を期してください。

4 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は、防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。